

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の九第三項（第五項本文、第六項後段）の規定によつて、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があつた。

平成二十八年七月七日

広島県知事 湯崎英彦

名 氏 名 称	事 主 業 所 の 事 務 所 在 地 は	取消年月日
多田石油株式会社	広島市佐伯区八幡二丁目二三番三号	平成二八年六月六日